

埼玉県認定調査員研修実施要綱

制定 平成26年4月16日 高齢介護課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚生労働省認定調査員研修実施要綱（平成20年6月4日老発第0604001号厚生労働省老健局長通知）の規定に基づき、要介護認定及び要支援認定の調査に従事する者における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を習得及び向上させることを目的として認定調査員研修（以下「研修」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(実施主体)

第2条 研修の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。ただし、その内容等について県が実施する研修と同等と判断されるものについては、市町村（広域連合を含む。以下、同じ。）に実施を委託することができる。

(対象者)

第3条 研修の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条第2項に規定する県内の市町村職員
- (2) 法第28条第5項に規定する介護支援専門員又は第6項に規定する居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員
- (3) 法第24条の2第2項に規定する指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者
- (4) 法第69条の2第1項の厚生労働省令で定めるところにより行う介護支援専門員実務研修を受講する者

(研修の区分及び内容)

第4条 研修は、次に掲げる区分により実施する。

- (1) 新規研修 新規に認定調査に従事する者及び認定調査に従事することが予定される者に対して行う研修
- (2) 現任研修 既に認定調査に従事している者に対して行う研修

2 要介護認定等の実施について（平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）の記の2（4）に規定する研修は、前項第1号の新規研修とする。

- 3 研修の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 要介護認定等に関する基本的な考え方
 - (2) 認定調査の実施方法
 - (3) 事例検討

(研修の講師等)

第5条 研修の講師は、県職員又は認定調査に関する知識及び経験を有すると県が認めた者とする。

- 2 新規研修の研修時間は、合計4時間以上とする。
- 3 現任研修の研修時間は開催の都度、別に定める。

(修了者名簿)

第6条 県は、新規研修（第3条第4号に掲げる者に対して実施する第4条第1項第1号の研修を除く。次条において同じ。）及び現任研修の別に、修了者について名簿を作成する。

- 2 第1項の名簿には、次の各号に掲げるものを記載する。
 - (1) 氏名
 - (2) 修了年月日
 - (3) 修了証の交付及び再交付（記載事項変更を含む。）の有無（現任研修を除く。）
 - (4) その他必要と認める事項

(修了証の交付)

第7条 新規研修を受講した者が、修了証（様式第1号）の交付（再交付を含む。）を求めるときは、原則として埼玉県電子申請・届出サービスにより、県に対して申請する。

- 2 第3条第2号又は第3号の者が、前項の申請をするときは、以下の各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 介護支援専門員であるときは介護支援専門員証
 - (2) 法第24条の2第2項の厚生労働省令で定める者であるときはそれを証明するもの
- 3 第1項の申請が提出され、その者が新規研修を修了したと認められる場合、県はその者に対し市町村を通じて修了証を交付する。

(新規研修の特例)

第7条の2 第3条第4号に掲げる者に対して実施する第4条第1項第1号の研修の実施については、地域包括ケア課及び高齢者福祉課で協議し、必要な事項は別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成26年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年3月14日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の申請について、改正前の様式により行われた場合であっても、当分の間、改正後の同条による申請とみなす。

附 則

この要綱は令和6年10月23日から施行する。

(様式第1号)

整理番号

認定調査員新規研修修了証

氏名

生年月日

年 月 日に埼玉県が実施した
認定調査員新規研修を修了したことを証す
る。

年 月 日

埼玉県知事 (知事名) 印

